

更別村ソーシャル・ネットワーキング・サービス運用方針

(目的)

第1条 この方針は、更別村（以下「村」という。）の施策や行事などの情報を発信することにより、住民等の情報収集における利便性を高め、豊かな生活の実現に資することを目的に、村のソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という。）の運用に関する事項について定める。

(用語の定義)

第2条 この方針における各用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「SNS」とは、登録された利用者同士が交流することができるWebサイトの会員制サービスをいう。
- (2) 「アカウント」とは、SNSを運用及び発信する情報の管理を行うために必要な権利をいう。
- (3) 「フォロー」とは、SNSにおける他の利用者の発信する情報を受信できるように登録する操作をいう。
- (4) 「シェア」とは、SNSにおける他の利用者の発信する情報を共有する操作をいう。
- (5) 「担当課」とは、村が行う各種事業を担当する課等をいう。

(運用主体)

第3条 村のSNSの運用主体は総務課とし、運用及び発信する情報の管理を行う。

(運用方法)

第4条 村のSNSにおいて情報の発信を行う場合は、総務課長の決裁を得て行うものとする。

(発信する情報)

第5条 村のSNSにおいて発信する情報は、次に掲げるものとする。

- (1) 広報さらべつまたは村ホームページに掲載したもの

- (2) 前号に掲げるもののほか、担当課において広く周知する必要があると認められるもの
 - (3) 住民等の生命、身体及び財産の保護等のため緊急の必要があるもの
 - (4) 村長が特に必要と認めるもの
- 2 発信する情報には題名を明記するとともに、担当課及び連絡先を明記することとする。
- 3 国及び他の地方自治体等並びに村内において公益性が高いと認められる団体等（以下「国等」という。）に対して、次に掲げる取り扱いをすることができるものとする。
- (1) 国等の公式アカウントに対する村のSNSのアカウントにおけるフォロー
 - (2) 国等の公式アカウントが投稿した内容に対する村のSNSのアカウントにおけるシェア
- 4 発信する情報に対する利用者からのコメント等については、原則として返信を行わないものとする。ただし、広く住民等に周知する必要があるものについては、決裁の上、新たな情報として発信することができるものとする。

（免責事項）

第6条 村のSNSの運営に関する免責事項は、次のとおりとする。

- (1) 村は、利用者が村のSNSを利用したこと、もしくは利用することができなかったことによって生じるいかなる損害について、一切の責任を負わない。
- (2) 村は、村のSNSに関連して、利用者間または利用者と第三者間でトラブルや紛争、損害が発生した場合であっても、一切の責任を負わない。
- (3) 村は、村のSNSに対する利用者からのコメント等の内容について、一切の責任を負わない。
- (4) コメント等の著作権等は、当該コメントを発信した利用

者本人に帰属するが、コメント等の発信をもって、利用者は村に対し、コメント等の内容を全世界において非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ村に対して著作権等を行使しないことに同意したものとする。

(5) **総務課長**は、利用者からのコメント等が次に掲げるものに該当する場合は、予告なく全部又は一部を非表示、削除、拒否を行う。

ア 憲法、法令等に違反する内容、または違反するおそれがある情報

イ 人種、思想、信条等の差別または差別を助長させる情報

ウ 政治、宗教活動を目的とする情報

エ 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とする情報

オ 著作権、商標権、肖像権等村または第三者の知的所有権を侵害する情報

カ 虚偽や事実と異なる内容及び噂や噂を助長させる情報

キ 公序良俗に反する一切の情報

ク その他村が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページへのリンク

(知的財産権)

第7条 村のSNSにおいて発信する情報の知的財産権は村または正当な権利を有するものに帰属し、私的使用又は引用等法律上認められた行為のみでできることとする。ただし、発信する情報に転載禁止等の注記がある場合はこの限りではない。

(運用方針の変更)

第8条 この方針は、必要に応じて事前に告知なく変更するものとする。

附 則

この運用方針は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から

適用する。